

第3条関係（別表第1－2）

種目	対象者	基準額	耐用年数	性能等
便器	常時介助を要する者	4,450 5,400 (手すり付)	8	難病患者等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600	5	褥瘡の防止又は失禁による汚染又は、損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000	8	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	自分で排尿できない者	67,000	5	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000	5	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用しえるもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	60,000	8	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、等であって難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安全性を有し、転倒予防、立つ上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	56,400	5	難病患者等又は介護者が容易に使用しうるもの。
ネブライザー	呼吸機能に障害のある者	36,000	5	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,000	4	介護者が難病患者等を移動させるのにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者	200,000	—	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

特殊便器	上肢機能に障がいのある者	151,200	8	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,200	8	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。